

駿河台大学学芸員資格取得に関する規程

平成 7年 4月 1日制 定
令和 3年 2月 4日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第39条第7項に基づき、学芸員資格を取得するために必要な事項を定める。

(基礎資格・修得すべき授業科目と単位)

第2条 学芸員資格を取得しようとする者は、学士の学位を有し、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

区 分	博物館法施行規則 に定める科目等	本学における科目			
		科 目 名	単位数	学年	必要単位数
必修科目	生涯学習概論	生涯学習論	2	2	10科目 20単位 必修
	博物館概論	博物館概論	2	1	
	博物館経営論	博物館経営論	2	2	
	博物館資料論	博物館資料論	2	2	
	博物館資料保存論	博物館資料保存論	2	3・4	
	博物館展示論	博物館展示論	2	2	
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	2	3・4	
	博物館実習	博物館実習 I	2	4	
		博物館実習 II	2	4	
博物館教育論	博物館教育論	2	2		
選択科目	資料・情報管理系科目	マルチメディア論	2	1	8単位 以上
		アーカイブズ学	2	3・4	
		音響メディア論	2	2	
		データベース設計論	2	3・4	
		ネットワーク構築論	2	3・4	
		デジタル・アーカイブズ論	2	3・4	
	人文・自然科学系科目	歴史資料論	2	3・4	
		文化人類学A	2	1・2	
		文化人類学B	2	1・2	
		歴史学A	2	1・2	

		歴史学B	2	1・2
		環境生物学A	2	1・2
		環境生物学B	2	1・2
		生命の科学A	2	1・2
		生命の科学B	2	1・2
		現代科学A	2	1・2
		現代科学B	2	1・2
		地球科学	2	1・2
		日本伝統文化論	2	2・3
		世界遺産論	2	2・3

(学芸員課程履修費)

第3条 学芸員課程を履修するものは、学芸員課程履修費を予め納付しなければならない。

2 前項の学芸員課程履修費の納付については、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

平成9年4月1日一部改正。

平成10年4月1日一部改正。

平成13年4月1日一部改正。

平成18年4月1日一部改正。

平成20年4月1日一部改正。

平成21年4月1日一部改正。

平成23年4月1日一部改正。ただし、平成23年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成24年4月1日一部改正。ただし、平成24年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成25年4月1日一部改正。ただし、平成25年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

令和3年4月1日一部改正。ただし、令和3年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。